

十津川村 通学路交通安全プログラム
～通学路の安全確保に関する取組の方針～

令和4年8月

十津川村通学路安全対策推進会議

1. プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成24年7月に小学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容についても関係機関で協議してきました。

その後、引続き通学路の安全確保に向けた取組を行うため、平成27年3月に関係機関の連携体制を構築し、「十津川村通学路交通安全プログラム」を策定しました。また、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保に努めてきました。

加えて、平成30年6月22日に文部科学省より『「登下校防犯プラン」について』の通知の中で児童生徒の安全確保の強化として、警察との連携を図り、防犯の観点から通学路安全点検を実施し、地域との見守りの強化にも努めてきました。

令和4年1月に奈良県が主催した「第2回奈良県通学路等安全対策推進会議」からの要請を受け、令和4年度よりこれまでの十津川村通学路安全推進体制を活用し、村長が中心となる新たな組織を編成した上で、通学路の設定や安全対策の推進を図っていきます。

2. 通学路安全対策推進会議の設置

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「通学路安全対策推進会議」を設置しました。

- | | |
|-------------|---------------|
| ・村長（会長） | ・教育長（副会長） |
| ・十津川第一小学校 | ・十津川第二小学校 |
| ・十津川中学校 | ・十津川村PTA協議会 |
| ・奈良県五條土木事務所 | ・五條警察署十津川警察庁舎 |
| ・十津川村総務課 | ・十津川村建設課 |
| ・十津川村福祉事務所 | ・十津川村教育課（事務局） |

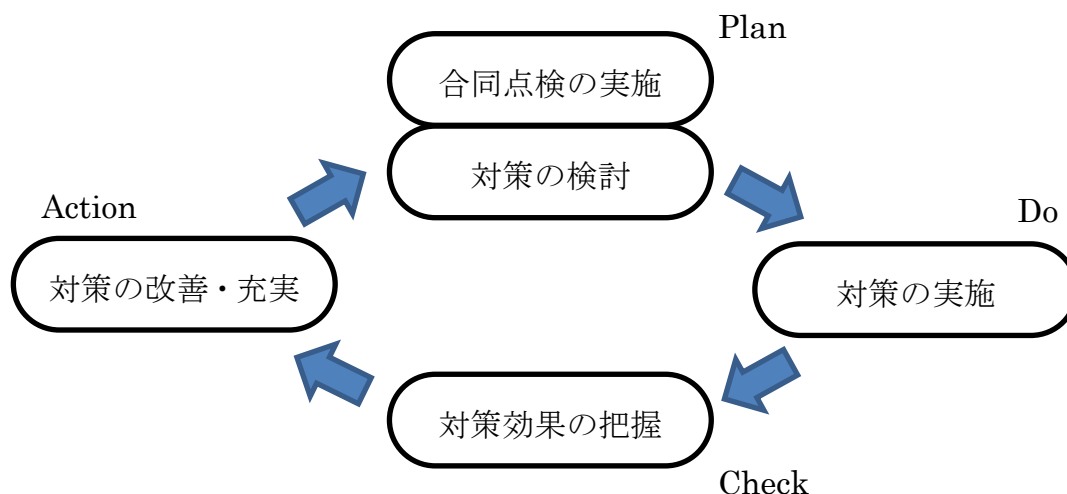
3. 取組方針

（1）基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、緊急合同点検後も通学路を取り巻く環境が変化した場合、必要に応じて合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を行います。

これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

[通学路安全確保のためのP D C Aサイクル]



(2) 定期的な合同点検〈P l a n〉

○合同点検の実施時期等

通学路安全対策推進会議において、年1回通学路に関する情報交換を行い、対応が必要な箇所がある場合は、関係機関と調整の上、合同点検を実施します。

○合同点検の体制

学校、道路管理者、警察等その他必要と認められる機関。

(3) 対策の検討

合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに歩道整備や防護柵設置のようなハード対策、交通規制や交通安全教育のようなソフト対策など対策必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討します。

(4) 対策の実施〈D o〉

対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。

(5) 対策効果の把握〈C h e c k〉

合同点検結果に基づく対策実施後の箇所について、実際に期待した効果が上がっているのか、また児童等が安全になったと感じているのか、把握に努めます。

(6) 対策の改善・充実〈Action〉

対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充
実を図ります。

4. 箇所図、箇所一覧表の公表について

点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために「対策一
覧表」及び「対策箇所図」を作成し公表します。

「十津川村通学路交通安全プログラム」

平成27年3月 策定

令和4年8月 改正